

## 自由貿易試験区外商投資備案管理弁法(試行) 新たな自貿区における外商投資も許可制から備案制へ

トランザクションバンキング部

2015年4月20日、商務部は「自由貿易試験区外商投資備案管理弁法(試行)」(商務部公告 2015年第12号、以下略称「12号弁法」)を公布しました。公布日から30日後に施行されます。

エリア拡大前の中国(上海)自由貿易試験区における外商投資は既に認可制から備案制(届出制に近い概念)に変更されています。「12号弁法」では、その施行地域を新たに発足したエリア拡大後の上海、天津、広東、福建の各自由貿易試験区<sup>1</sup>(以下略称、自貿区)にも拡大し、外資導入が禁止・制限される「ネガティブリスト」<sup>2</sup>に該当しない外商投資項目の備案方法を規定したものです。

### 1. 「12号弁法」の内容

「12号弁法」は2013年9月29日付で上海市人民政府より公布されている「中国(上海)自由貿易試験区外商投資企業備案管理弁法」(滬府発[2013]73号)<sup>3</sup>をベースに、「投資備案と会社設立登記手続きとの分離」、「年度報告の義務化」、「事後モニタリング強化の具体的実施方法」、「政府部門間データの共有化」等の内容を追加しています。さらに、外商投資備案の適用範囲、備案機構、備案方式、情報報告、検査方法および信用情報の管理等についても明確に規定しています。

#### (1) 備案方法

外国投資者が中国にて投資して外商投資企業を設立する際は、「事前許可」が必要ですが、自貿区では「設立後の備案」で投資・投資事項の変更が可能になります。

【図表 1: 備案方法】

項目	概要
適用エリア	上海、広東、天津、福建の自貿区
適用範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 外国投資者が自貿区のネガティブリスト以外の領域に投資し、外商投資企業の設立、変更および契約、定款の備案を行う場合</li> <li>✓ 備案範囲に属する外商投資企業に以下変更が発生する場合               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 投資総額変更、② 登録資本金変更、③ 持分、合作権益の変更あるいは譲渡、④ 持分質権設定、⑤ 合併、分割、⑥ 経営範囲変更、⑦ 経営期限変更、⑧ 経営期限前終了、⑨ 出資方式、出資期限変更、⑩ 中外合作企業の外国合作者先行回収投資、⑪ 企業名称変更、⑫ 登記住所変更</li> </ul> </li> </ul>
備案機構	各自貿区管理機構(管理委員会)

<sup>1</sup> 各自貿区の総体方案については以下BTMU(China)実務・制度ニュースレターをご参照ください。

上海自貿区: 134号 <http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/315043002.pdf>

天津自貿区: 135号 <http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/315043003.pdf>

広東自貿区: 136号 <http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/315043004.pdf>

福建自貿区: 137号 <http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/315043005.pdf>

<sup>2</sup> ネガティブリストの詳細については、BTMU(China)実務・制度ニュースレター133号をご参照ください。

<http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/315043001.pdf>

<sup>3</sup> 詳細については、BTMU(China)実務・制度ニュースレター78号をご参照ください。

<http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/313100204.pdf>

<b>備案手順</b>	<p>1) 投資実施前、あるいは投資実施日から 30 日以内に、自貿区ワンストップ受理プラットフォームに登録し、オンラインで『自貿試験区外商投資企業設立備案申告表』に入力して提出 <u>投資実施日の基準は以下の通り</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 設立備案の場合: 営業許可証発行日</li> <li>▶ 変更備案の場合: 営業許可証の更新日 (営業許可証の更新を伴わない場合には変更事項発生時期)</li> </ul> <p>2) 備案機構は申告事項が備案範囲に属するか否かを審査し、備案範囲に属する場合、3 営業日以内に備案結果を外商投資企業に通知</p> <p>3) 備案完了通知受領後、外商投資企業は備案機構から『外商投資企業備案証明』を受領</p>
-------------	--

## (2) 事中・事後管理

自貿区内の外商投資企業は、毎年 6 月 30 日前に備案システムに登録し、『外商投資企業投資経営状況年度報告表』に入力して報告しなければなりません。

また、備案機構は外商投資企業の備案手順遵守状況、備案情報の真実性、年度報告入力状況等について抜き取り検査等により監督管理を行い、関連部門と信用情報を共有します。

## 2. 今後の影響

自貿区の企業は、投資実行(会社設立・変更)後に備案手続きを行うことができますし、備案内容に問題が無ければ 3 営業日で手続きが完了するため、業務の効率化が図れます。

投資時の手続きは簡素化されましたが、当局はその後の企業運営を重点的に監督管理する方式へ転換していますので、企業は自ら適切な運営・管理を行うことが求められます。

以上

以下は、中国語原文と日本語参考訳です。

中国語原文	日本語参考訳
<p><b>自由贸易试验区外商投资备案管理办法 (试行) (商务部公告 2015 年第 12 号)</b></p> <p>为进一步扩大对外开放，推进外商投资管理制度改革，在自由贸易试验区（以下称自贸试验区）营造国际化、法治化、市场化的营商环境，经全国人大常委会授权，国务院决定在自贸试验区对外商投资实行准入前国民待遇加负面清单的管理模式。为落实改革外商投资管理模式的相关要求，规范自贸试验区外商投资备案管理工作，现公布《自由贸易试验区外商投资备案管理办法（试行）》，自发布之日起 30 日后实施。</p> <p style="text-align: right;">商务部 2015 年 4 月 8 日</p>	<p><b>自由貿易試験区外商投資備案管理弁法(試行) (商務部公告 2015 年第 12 号)</b></p> <p>対外開放をさらに拡大し、外商投資管理制度改革を推進し、自由貿易試験区(以下略称、自貿試験区)において国際化、法治化、市場化したビジネス環境を構築するために、全国人民代表大会常務委員会の授權を経て、國務院は自貿試験区において外商投資に対して参入前国民待遇にネガティブリスト管理モデルを追加して実行することを決定した。外商投資管理モデルを改革する関連要求を執行するために、自貿試験区の外商投資備案(届出)管理業務を規範化し、ここに『自由貿易試験区外商投資備案管理弁法(試行)』を公布し、公布日から 30 日後に実施する。</p> <p style="text-align: right;">商務部 2015 年 4 月 8 日</p>
<p><b>自由贸易试验区外商投资备案管理办法 (试行)</b></p> <p>第一条 为进一步扩大对外开放，推进外商投资管理制度改革，在中国（广东）自由贸易试验区、中国（天津）自由贸易试验区、中国（福建）自由贸易试验区、中国（上海）自由贸易试验区（以下简称自贸试验区）营造国际化、法治化、市场化的营商环境，根据《全国人大常委会关于授权国务院在中国（上海）自由贸易试验区暂时调整有关法律规定的行政审批的决定》、《全国人大常委会关于授权国务院在中国（广东）、中国（天津）、中国（福建）自由贸易试验区以及中国（上海）自由贸易试验区扩展区域暂时调整有关法律规定的行政审批的决定》、相关法律、行政法规及国务院决定，制定本办法。</p> <p>第二条 外国投资者在自贸试验区投资《自由贸易试验区外商投资准入特别管理措施（负面清单）》以外领域，外商投资企业设立、变</p>	<p><b>自由貿易試験区外商投資備案管理弁法(試行)</b></p> <p>第一条 対外開放をさらに拡大し、外商投資管理制度改革を推進し、中国(広東)自由貿易試験区、中国(天津)自由貿易試験区、中国(福建)自由貿易試験区、中国(上海)自由貿易試験区(以下略称、自貿試験区)において国際化、法治化、市場化したビジネス環境を構築するために、『全国人民代表大会常務委員会、中国(上海)自由貿易試験区において関連法律が規定した行政審査批准の一時的調整を國務院に授權することについての決定』、『全国人民代表大会常務委員会、中国(広東)自由貿易試験区、中国(天津)自由貿易試験区、中国(福建)自由貿易試験区および中国(上海)自由貿易試験区拡大区域において関連法律が規定した行政審査批准の一時的調整を國務院に授權することについての決定』、関連法律、行政法規および國務院の決定に基づき、本弁法を制定する。</p> <p>第二条 外国投資者が自貿試験区の『自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)』以外の領域に投資し、外商投資企業の設立、変更(以下総称、投資実</p>

更（以下统称投资实施）及合同章程备案，适用本办法。法律、行政法规和国务院决定另有规定的，从其规定。

投资实施的时间对外商投资企业设立而言，为企业营业执照签发时间；对外商投资企业变更而言，涉及换发企业营业执照的，投资实施时间为营业执照换发时间，不涉及换发企业营业执照的，投资实施时间为变更事项发生时间。

第三条 自贸试验区管理机构（以下简称备案机构）负责自贸试验区外商投资事项的备案管理。

备案机构通过商务部外商（港澳台侨）投资备案信息系统（以下简称备案系统），开展自贸试验区外商投资事项的备案工作。

第四条 外国投资者在自贸试验区投资设立企业，属于本办法规定的备案范围的，外国投资者在取得企业名称预核准通知书后，可在投资实施前，或投资实施之日起30日内，登录自贸试验区一口受理平台（以下简称受理平台），在线填报和提交《自贸试验区外商投资企业设立备案申报表》（以下简称《设立申报表》）。

第五条 属于本办法规定的备案范围的外商投资企业，发生以下变更事项的，可在投资实施前，或投资实施之日起30日内，在线填报和提交《自贸试验区外商投资企业变更事项备案申报表》（以下简称《变更申报表》），办理变更备案手续：

- （一）投资总额变更；
- （二）注册资本变更；
- （三）股权、合作权益变更或转让；
- （四）股权质押；
- （五）合并、分立；
- （六）经营范围变更；
- （七）经营期限变更；
- （八）提前终止；

施）および契約、定款の備案を行う場合、本弁法を適用する。法律、行政法規と國務院決定が別途規定を有する場合、その規定に従う。

投資実施日とは外商投資企業設立において、企業の營業許可証発行日を指す。外商投資企業の変更においては、企業の營業許可証の更新に関連する場合、投資実施日とは企業の營業許可証の更新日を指し、企業の營業許可証の更新に関連しない場合、投資実施日とは変更事項発生日を指す。

第三条 自貿試驗区管理機構（以下略称、備案機構）は自貿試驗区の外商投資プロジェクトの備案管理に責任を負う。

備案機構は商務部外商（香港・マカオ・台湾を含む）投資備案情報システム（以下略称、備案システム）を通じて、自貿試驗区の外商投資プロジェクトの備案業務を展開する。

第四条 外国投資者が自貿試驗区で企業を投資設立し、本弁法規定の備案範囲に属する場合、外国投資者は企業名称事前核准（認可）通知書を取得した後、投資を実施する前、あるいは投資実施日から30日以内に、自貿試驗区ワンストップ受理プラットフォーム（以下略称、受理プラットフォーム）に登録し、オンラインで『自貿試驗区外商投資企業設立備案申报表』（以下略称、『設立申告表』）に入力して提出することができる。

第五条 本弁法規定の備案範囲に属する外商投資企業は、以下変更事項が発生した場合、投資を実施する前、あるいは投資実施日から30日以内に、オンラインで『自貿試驗区外商投資企業變更事項備案申报表』（以下略称、『變更申告表』）に入力して提出し、變更備案手続を行うことができる；

- （一）投資總額變更
- （二）登録資本金變更
- （三）持分、合作權益の變更あるいは譲渡；
- （四）持分質權設定
- （五）合併、分割
- （六）經營範圍變更
- （七）經營期限變更
- （八）繰上終了

<p>(九) 出资方式、出资期限变更；                  (十) 中外合作企业外国合作者先行回收投资；                  (十一) 企业名称变更；                  (十二) 注册地址变更。                  其中，依照相关法律法规规定应当公告的，应当在办理变更备案手续时说明依法办理公告手续情况。</p> <p>第六条 备案管理的外商投资企业发生需审批的变更事项，应按照外商投资管理的相关规定办理审批手续。</p> <p>第七条 自贸试验区内于本办法实施前已设立的外商投资企业发生变更，或自贸试验区外的外商投资企业迁入，且属于本办法规定的备案范围的，应办理变更备案手续，并缴销《外商（港澳台侨）投资企业批准证书》。</p> <p>第八条 外国投资者或外商投资企业在提交《设立申报表》或《变更申报表》时承诺，申报内容真实、完整、有效，申报的投资事项符合相关法律法规的规定。</p> <p>第九条 外国投资者或外商投资企业在线提交《设立申报表》或《变更申报表》后，备案机构对申报事项是否属于备案范围进行甄别。属于本办法规定的备案范围的，备案机构应在3个工作日内完成备案，通知外国投资者或外商投资企业。不属于备案范围的，通知外国投资者或外商投资企业按有关规定办理审批手续。</p> <p>第十条 备案机构应即时在备案系统发布备案结果，并向受理平台共享备案结果信息。</p> <p>第十一条 收到备案完成通知后，外国投资者或外商投资企业可向备案机构领取《外商投</p>	<p>(九) 出資方式、出資期限變更                  (十) 中外合作企業の外国合作者の先行投資回収                  (十一) 企業名称変更                  (十二) 登記住所変更                  その中で、関連法律法規規定に照らして公告しなければならない場合、変更備案手続において法に従って公告手続を行っている状況を説明しなければならない。</p> <p>第六条 備案管理の外商投資企業に審査批准が必要な変更事項が発生した場合、外商投資管理の関連規定に基づいて審査批准手続を行わなければならない。</p> <p>第七条 自貿試験区内において本弁法実施前に設立した外商投資企業に変更が発生した、あるいは自貿試験区外の外商投資企業が転入し、且つ本弁法規定の備案範囲に属する場合、変更備案手続を行い、併せて『外商(香港・マカオ・台湾を含む)投資企業批准証書』を返却しなければならない。</p> <p>第八条 外国投資者あるいは外商投資企業は『設立申告表』あるいは『変更申告表』の提出時に、申告内容が真実、完全、有効で、申告した投資事項が関連法律法規の規定に合致していることを承諾する。</p> <p>第九条 外国投資者あるいは外商投資企業がオンラインで『設立申告表』あるいは『変更申告表』を提出した後、備案機構は申告事項が備案範囲に属する否か審査する。本弁法規定の備案範囲に属する場合、備案機構は3営業日以内に備案を完了させ、外国投資者あるいは外商投資企業に通知しなければならない。備案範囲に属さない場合、外国投資者あるいは外商投資企業関連規定に基づき審査批准手続を行うことを通知する。</p> <p>第十条 備案機構は遅滞無く備案システムで備案結果を公布し、併せて受理プラットフォームへ備案結果情報を共有しなければならない。</p> <p>第十一条 備案完了通知受領後、外国投資者あるいは外商投資企業は備案機構から『外商投資企業備案証明』(以</p>
---	--

资企业备案证明》(以下简称《备案证明》)。  
领取时需提交以下文件:

- (一) 企业名称预先核准通知书(复印件);
- (二) 外国投资者或其授权代表签章的《设立申报表》,或外商投资企业或其授权代表签章的《变更申报表》;
- (三) 外国投资者、实际控制人主体资格证明或身份证明(复印件)。

第十二条 自贸试验区外商投资企业应在每年6月30日前登录备案系统,填报《外商投资企业投资经营情况年度报告表》。

第十三条 备案机构对自贸试验区外国投资者及外商投资企业遵守外商投资法律法规规定情况实施监督检查。

备案机构可采取定期抽查、根据举报进行检查、根据有关部门或司法机关的建议和反映进行检查,以及依法定职权启动检查等方式开展监督检查。

第十四条 备案机构的监督检查内容包括:外国投资者或外商投资企业是否按本办法规定履行备案程序;外商投资企业投资经营活动是否与填报的备案信息一致;是否按本办法规定填报年度报告;是否存在违反外商投资法律法规规定的其他情形。

第十五条 经监督检查发现外国投资者或外商投资企业存在违反外商投资法律法规规定的情形的,备案机构应以书面通知责成其说明情况,并依法开展调查。经调查确认存在违法行为的,责令其限期整改;情节严重的,备案机构应取消备案,并提请相关部门依法予以处罚。

第十六条 外国投资者、外商投资企业在备案、登记及投资经营等活动中所形成的信息,以及备案机构和其他主管部门在监督检查中

下略称、『備案証明』)を受取ることができる。受領時には以下文書の提出が必要;

- (一) 企業名称事前核准通知書(コピー)
- (二) 外国投資者あるいはその授權代表者がサインした『設立申告表』、あるいは外商投資企業あるいはその授權代表者がサインした『変更申告表』
- (三) 外国投資者、実質支配者の資格証明あるいは本人証明(コピー)

第十二条 自貿試験区外商投資企業は毎年6月30日までに備案システムに登録し、『外商投資企業投資経営状況年度報告表』に入力して報告しなければならない。

第十三条 備案機構は自貿試験区外国投資者および外商投資企業の外商投資法律法規の規定の遵守状況に対して監督検査を行う。

備案機構は定期的な抜き取り検査、告発に基づく検査、関連部門あるいは司法機関の建議と報告に基づく検査、および法が定めた職権発動による検査等の方式を用いて監督検査を行うことができる。

第十四条 備案機構の監督検査内容は以下を含む:外国投資者あるいは外商投資企業が本弁法規定に基づき備案手順を履行しているか否か、外商投資企業の投資経営活動が入力した備案情報と一致しているか否か、本弁法規定に基づき年度报告を入力報告しているか否か、外商投資法律法規の規定違反が存在するか否かのその他状況。

第十五条 監督検査を経て外国投資者あるいは外商投資企業に外商投資法律法規の規定に違反する状況が存在することが発覚した場合、備案機構は書面通知で状況を説明するよう命じ、併せて法に従った調査を行わなければならない。調査を経て違法行為の存在が確認された場合、その是正を期限を設定して命じる;事態が重大な場合、備案機構は備案を取消し、併せて関連部門に法に従った処罰を与えるよう要請しなければならない。

第十六条 外国投資者、外商投資企業が備案、登記および投資経営等の活動において形成された情報、並びに備案機構とその他主管部门が監督検査中に把握したその信用

<p>掌握的反映其诚信状况的信息，将纳入商务部外商（港澳台侨）投资诚信档案系统。商务部与相关部门共享外国投资者及外商投资企业的诚信信息。对于备案信息不实，或未按本办法规定填报年度报告的，备案机构将把相关信息记入诚信档案，并采取适当方式予以公示。诚信信息共享与公示不得含有外国投资者、外商投资企业的商业秘密、个人隐私。</p> <p>第十七条 自贸试验区外商投资事项涉及国家安全审查、反垄断审查的，按相关规定办理。</p> <p>第十八条 外商投资的投资性公司、创业投资企业在自贸试验区投资，视同外国投资者，适用本办法。自贸试验区内的外资并购、外国投资者对上市公司战略投资、外国投资者以其持有的中国境内企业股权出资、外商投资企业境内再投资，应符合相关规定要求。</p> <p>第十九条 香港特别行政区、澳门特别行政区、台湾地区投资者在自贸试验区投资《自由贸易试验区外商投资准入特别管理措施（负面清单）》以外领域的，参照本办法办理。</p> <p>第二十条 本办法自发布之日起 30 日后实施。</p>	<p>情報状況を反映する情報は、商務部外商（香港・マカオ・台湾を含む）投資信用情報保存システムに登録する。商務部は関連部門と外国投資者および外商投資企業の信用情報を共有する。備案情報が真実でない、あるいは未だ本弁法規定に基づき年度報告を入力報告していない場合、備案機構は関連情報を信用情報保存庫に入力し、併せて適当な方式を採用して公示する。信用情報の共有と公示は外国投資者、外商投資企業の商業秘密、プライバシーを含んではならない。</p> <p>第十七条 自貿試験区外商投資プロジェクトが国家安全審査、反独占審査に関連する場合、関連規定に基づき取扱う。</p> <p>第十八条 外商投資の投資性公司、創業投資企業の自貿試験区での投資は、外国投資者による投資と見做し、本弁法を適用する。自貿試験区内の外資合併・買収、外国投資者の上場会社に対する戦略投資、外国投資者がその保有する中国域内企業持分による出資、外商投資企業の域内再投資は関連規定の要求に合致しなければならない。</p> <p>第十九条 香港特別行政区、マカオ特別行政区、台湾地区の投資者が自貿試験区において『自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）』以外の領域に投資する場合、本弁法を参照して取扱う。</p> <p>第二十条 本弁法は公布日から 30 日後に実施する。</p>
---	---

【日本語参考訳：三菱東京UFJ銀行（中国）トランザクションバンキング部】

- ☞ 弊行が行った日本語参考訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わる手続きの案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続き等についてはお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司 トランザクションバンキング部 中国ビジネスソリューション室

上海市浦東新区陸家嘴環路 1233 号匯垂大厦 22 階 照会先：張佳倩 TEL021-6888-1666 ext.4504